

dX メール配信サービス利用規約

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX メール配信サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX メール配信サービス」を提供します。

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第2条（用語の定義等）

- (1) 「本サービス」とは、「dX メール配信サービス」のことを指し、当社の運営するシステム・共有サーバー（当社が外部委託しているものを含み、以下総称して「本システム」といいます。）を利用して、契約者が保持又は収集する電子メールアドレスの宛先として契約者が登録する顧客（以下「ユーザ」といいます。）に対して電子メールで情報を発信可能とする当社のサービスをいいます。本サービスは、電子メール本文を数種類のメールテンプレートから簡易に作成可能で、ターゲット別に配信できるセグメント配信や時間予約配信機能を持ち、契約者は配信後の電子メール開封数やクリック数を確認することができます。本サービスのオプションサービス（以下「オプション」といいます。）には、ユーザリストに登録する電子メールアドレス数（以下「登録アドレス数」といいます。）を追加できるサービス及び電子メール配信数を追加できるサービスがあり、契約者は本サービスに加えてオプションを申込みすることができるものとします。別段の定めをしない限り、オプションにも本規約等の内容が本サービスと同様に適用されます。
- (2) 「ユーザリスト」とは、本サービスを利用するために契約者から当社に提供されるユーザに関するデータ（電子メールアドレスを含むがこれに限りません。）をいいます。
- (3) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項で定義される個人情報

(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず。）及び個人識別符号が含まれるもの）をいいます。

- (4) 「インフォマティブデータ」とは、郵便番号、電子メールアドレス、性別、職業、趣味、顧客番号、クッキー情報、IPアドレス、契約者・端末固有 ID などの識別情報、及び位置情報、閲覧履歴、購買履歴といったインターネットの利用にかかるログ情報などの個人に関する情報で、個人を特定することができないものの、プライバシー上の懸念が生じ得る情報、並びに、これらの情報が統計化された情報であって、特定の個人と結びつき得ない形で使用される情報（当該統計化された情報を以下「統計情報等」といいます。）を総称していいます。
- (5) 「個人関連情報」とは、個人情報及びインフォマティブデータのうち統計情報等を除いた部分を総称していいます。

第3条（利用契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が第11条（契約者の遵守事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - (4) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が第29条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 利用契約は、当社が第1項に基づく申込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間で成立するものとします。

第4条（ビジネスdアカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）が別途定めるビジネスdアカウント規約 ([2](https://id-</div><div data-bbox=)

biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html) (以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。)に基づき NTT ドコモが発行した ID 及びパスワード (以下総称して「ビジネス d アカウント等」といいます。)が必要です。ビジネス d アカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネス d アカウント規約に定めるところによります。なお、契約者は、本サービスの申し込みを行ったビジネス d アカウント等について、契約者による本サービスの利用の目的に限り利用者に利用させることができるものとします。契約者は、本項に基づき利用者にビジネス d アカウント等を利用させる場合は、当該利用者に対してビジネス d アカウント等の管理を徹底させるものとします。当社は、当該ビジネス d アカウント等による本サービスの利用は、契約者による利用とみなします。ビジネス d アカウント等の管理不十分、利用上の過誤または第三者による不正利用等により契約者に損失や損害が生じた場合でも、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

2. 契約者及び利用者がビジネス d アカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

第 5 条 (通知)

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

第 6 条 (利用料金)

1. 契約者は、本サービスを、年額プラン契約 (以下「年額プラン」といいます。)として 35,640 円/年 (初年度は 10%OFF) で利用できます。年額プランの利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。年額プランで利用可能な本

サービスの内訳は下記の通りとします。

登録アドレス数：10,000 件まで、かつ、電子メール配信数：10 万通（月間）まで

2. 契約者がオプションを追加する場合、月額プラン契約（以下「月額プラン」といいます。）として、3,300 円/月（初月は無料）で追加利用できます。月額プランの利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。月額プランで利用可能なオプションの内訳は下記の通りとします。

登録アドレス数：10,000 件まで、かつ、電子メール配信数：22 万 5,000 通（月間）まで

3. 利用契約の成立日（契約更新の場合は更新日）の属する月末締めで一括前払いとします。
4. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社の Web 等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。)) の合計と異なる場合があります。

第 7 条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、次の各号に掲げるとおりとします。
 - (1) 年額プランの場合：本契約が成立した日から起算して 1 年間（ただし、成立日が月途中の場合は当日の属する月の前月末日までとします。例：8 月 15 日から翌年 7 月 31 日まで）
 - (2) 月額プランの場合：本契約が成立した日から起算して 1 か月間（ただし、成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8 月 15 日から 8 月 31 日まで）
2. 本契約は、前項に定める契約期間満了までに当社又は契約者のいずれからも更新拒絶の意思表示がない場合、期間満了の翌日から起算して次の各号に掲げる期間、同一条件をもって自動更新されるものとします。月額プランのみの自動更新はできません。
 - (1) 年額プランの場合：1 年間（例：8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）
 - (2) 月額プランの場合：1 か月間（例：9 月 1 日から 9 月 30 日まで）

第 8 条（支払方法）

1. 利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。
2. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
3. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。

4. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。

第9条（業務委託及び業務提携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する場合があることを承諾します。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第19条（当社の免責）に定める範囲で責任を負うものとします。
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

第10条（規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

第11条（契約者の遵守事項）

1. 契約者は、ビジネス d アカウント等を厳重且つ適切に管理し、それらが他に漏れないように十分に注意しなければなりません。第三者により当該ビジネス d アカウント等を用いて本サービスの利用があった場合、当社は当該利用を契約者による利用とみなすものとします。
2. 当社は、契約者に対し次に掲げる行為を禁止します。当社は、契約者が当該行為を行った又は行うおそれがあると判断した場合、契約者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を拒絶し、中止することができます。
 - (1) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (3) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (4) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為

- (5) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (6) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
- (9) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第 13 条（第三者の権利侵害）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- (10) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- (11) 本サービスを利用して、本サービスと同様又は類似のサービスを第三者に提供する行為
- (12) 本サービスの逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変、改良、派生ソース・コードの作成及びこれらに類似する一切の行為
- (13) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
- (14) 本サービスで作成されるスクリプトの改ざん、転用、複製。
- (15) 本サービスの運営やネットワーク・システムに支障を与える行為（ウイルス等有害なコンピュータプログラムの配布、フィッシングメールの送信又は当社の定める制限容量を超えるデータの配信等の当社若しくは他者のサーバーに負担をかける行為等）。
- (16) 存在が不確かな電子メールアドレスおよび配信者から配信許可が取れていない電子メールアドレスへのメール配信
- (17) 送信メールのエラー比率が 10%以上のユーザリストを利用したメール配信
- (18) SPAM 対策を目的としたブラックリストに登録されているドメインを使用したメール配信
- (19) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (20) ユーザの同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (21) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要

とする用途のために利用する行為

- (22) 第 3 条（利用契約の成立）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
- (23) 第 11 条（契約者の遵守事項）又は第 12 条（届出義務）に違反したとき。
- (24) 第 8 条（支払方法）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
- (25) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- (26) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- (27) その他本規約等に違反したとき。
- (28) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為

- 3. 契約者は、本サービスを利用して発信する情報（契約者サイト、電子メールに記載される情報及び電子メールに含まれる URL のリンク先ウェブサイトに掲載される情報等も含まれます。以下本条において同様とします。）に関して、本契約の他、インターネットの利用上のモラルを遵守しなければならないが、必要に応じて契約者に対し指導を行うことができます。
- 4. 契約者が本サービスを利用して発信する情報は、以下のいずれにも該当してはならず、当社は、以下のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合、契約者に事前に通知することなく、本システム上の契約者の情報を削除する等、本サービスの全部又は一部の提供を拒絶し、中止することができます。なお、当社は、契約者が本サービスを利用して発信する情報を監視する義務を負うものではありません。
 - (1) アダルトコンテンツ等、法令又は公序良俗に反する情報
 - (2) 特定人物、特定組織等への中傷を行う情報
 - (3) 知的財産権の侵害を行っている情報
 - (4) 経済的安全性、信頼性を損なう情報（詐欺、ノミ行為、ネズミ講等）
 - (5) 詐欺等の犯罪行為又は反社会的行為に結びつく情報
 - (6) 他者に嫌悪感を抱かせる情報又は個人の尊厳等を傷つける情報
 - (7) 人権侵害をおこなう情報
 - (8) 個人のプライバシーの侵害、及びそれを幫助する情報
 - (9) 公職選挙法に違反する情報
 - (10) その他、当社が不適切と判断する情報
- 5. 契約者が本サービスを用いてユーザに対して電子メールを配信する場合、契約者はユーザに対し次の各事項について事前の同意を得なければなりません。契約者が、ユーザの同意を得ずに本サービスを用いて電子メールを送信したことが判明した場合、当社は、契約者に何ら通知することなしに、本システム上の契約者の情報の削除等、本サー

ビスの全部又は一部の提供を拒絶し、中止することができます。

(1) 契約者が本サービスによってユーザに電子メールを送信すること

(2) 契約者が保有するユーザの個人情報を本サービスの利用に必要な限度で当社に開示すること

6. 契約者は、本サービスにおいて、ユーザリストを入れ替えて情報配信することはできないものとします。
7. 契約者が前各項に反した場合のほか、契約者が本サービスを利用することにより、第三者（ユーザ、本サービスの他の利用者を含むがこれに限りません。）に損害を与えた場合は、契約者の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社に損害を与えてはなりません。
8. 契約者は、本条の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
9. 第2項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

第12条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があります、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第13条（当社の知的財産権）

1. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。
2. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエ

エンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第14条（秘密保持義務）

契約者は、本サービスの利用によって知り得た当社に関する情報（公知の情報を除く）を秘密として保持します。本条の規定は、本契約が解除、期間満了又はその他の事由によって終了したときであっても、効力を有するものとします。

第15条（データの利用・開示に関する合意事項）

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
3. 契約者は、本サービスを用いて送信された電子メールに関するユーザリストが、本システム内に一時的に保存されること及び当社が定めた一定期間経過後に当該情報が削除されることを承諾します。
4. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。

第16条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に従って取扱うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、ユーザの個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託をうけて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、第9条に定める業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとします。

第17条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第18条（契約者の協力）

1. 当社は、以下の場合、契約者に対し、本サービスに関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (2) 故障予防または回復のため必要な場合
 - (3) 技術上必要な場合
 - (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
2. 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第19条（当社の免責）

1. 契約者は、本サービスにより配信された電子メールが、ユーザに到達しない又は遅延する場合があります得ることを承諾し、当社は、契約者に対し、これらにより発生した紛争及び損害について当社の故意・重過失の場合を除き責任を負いません。
2. 当社は、ユーザリストの電子メールアドレスの有効性及び本サービスにおいて契約者に提供される情報（情報配信状況等を含むがこれに限りません。）の正確性及び完全性を保証しません。
3. 当社は、本サービスに対応していないウェブサイトのコンテンツ等を当社サイトに告知します。契約者は、当該コンテンツ等に対しては本サービスが利用できないことを確認します。
4. 前各項のほか、当社は、次のいずれかが発生した場合であっても、契約者に対し、これらにより発生した紛争及び損害について当社の故意・重過失による場合を除き責任を負いません。
 - (1) 本サービスを介した情報発信及び電子メールの延着、未達、文字化け等。
 - (2) 当社が管理している契約者に関する各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。
 - (3) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力の場合。
 - (4) 契約者の設備に起因する障害並びに本サービスのための設備までのインターネット接続サービスの不具合等の接続環境の障害があった場合。

- (5) 契約者が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて、当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービスへの侵入があった場合。
 - (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない、本システム等に対する第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受があった場合。
 - (7) 契約者が、当社の定める手順・セキュリティ手段等を遵守しなかったことに起因して発生した損害の場合。
 - (8) 本サービスの運用のための設備のうち、当社の製造に係らないソフトウェア (OS、ミドルウェア、DBMS) 及びデータベースに起因して発生した損害の場合。
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害の場合。
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条 (令状による差押え、捜索、検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分の場合。
 - (11) 本サービスに関連してユーザ及び第三者に発生した損害。
5. 前各項に定めるほか、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本サービスの利用又は利用不能、その他本サービスに関連して契約者に生じた損害について責任を負わないものとします。
 6. 前各項に定めるほか、当社は、契約者に対して、特別な事情により生じた損害 (逸失利益等含む) について、当社の予見可能性の有無を問わず責任を負わないものとします。
 7. 本サービスに関連して当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害 (逸失利益を除きます) に限られるものとし、その負担する損害賠償額及び補償額の合計額は、当該損害が生じた時点から遡って 3 か月間に契約者が当社に対して支払った利用料金の総額を超えないものとします。
 8. 当社の故意又は重過失により発生した損害については、第 6 項及び第 7 項の規定は適用しません。
 9. 本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更 (以下、この条において「改造等」といいます。) を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
 10. 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第 20 条 (非保証)

1. 当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サー

ビスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。

2. 当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとします。

第21条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

第22条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
 - (6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
 - (8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
 - (9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第5条に定める方法により通知するもの

とします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。

4. 当社は、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第23条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第5条に定める方法により通知するものとします。
3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

第24条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日1か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (2) 第11条（契約者の遵守事項）に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (3) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (5) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第3条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (6) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
 - (7) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。

- (8) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
 - (9) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
 - (10) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。ただし第 22 条(本サービスの提供中断等)1 項各号を事由とし年額プラン契約者の契約を当社が解除する場合かつ、契約者が年額プラン利用料金を支払い済みのときは、当社は、年額プラン利用料金を 12 で除した額（以下「月割額」といいます）に、年額プランの解約日が属する月の翌月から契約期間満了までの残余期間の月数を乗じた額を返金します。解約時点において契約者が年額プラン利用料金を支払っていない場合、当社は、契約者に対して利用月数に月割額を乗じた額を請求し、契約者は当社が指定する期日までに支払うものとします。本項に定める金額の算定において日割り計算は適用しません。
4. 第 3 項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

第 25 条（契約者による本契約の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第 26 条（損害賠償）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

第 27 条（協議義務）

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は、契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があります、契約者はこれらについてあらかじめ承諾します。

第 28 条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第 13 条（当社の知的財産権）、第 16 条（個人情報の取り扱い）、第 22 条（本サービスの提供中断等）、第 11 条（契約者の遵守事項）、第 19 条（当社の免責）、第 31 条（権利譲渡）、第 32 条（合意管轄）及び第 33 条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第29条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第30条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第31条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義

務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第32条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（準拠法）

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第34条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則

本規約は、令和4年9月1日から実施します。

附則（令和4年12月15日 CAS3 サ 2022000017号）

（実施期日）

この改正規定は令和5年1月16日から実施します。

附則（令和6年4月16日 CAS3 サ 000400000747-04号）

（実施期日）

この改正規定は令和6年5月10日から実施します。

附則（令和7年6月16日 CAS企第 000400007070-01号）

（実施期日）

この改正規定は令和7年7月1日から実施します。